



# 申請者が病気、身体の障がい、その他やむを得ない理由により、交付場所へ行くことが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任することができます。

## ハガキが届いたら

### 代理人が受け取る場合

- ハガキにある委任状へ必要事項を記入する。
- 本人の印鑑が必要。拇印でも可

- 申請者の本人確認書類（表のアから2点またはア・イより1点ずつ用意）
- 代理人の本人確認書類を用意する。
- 申請者の来所が困難であることを証する書類（診断書・介護保険被保険者証・身体障害者手帳など）

### 本人が受け取れる場合

- 書類の表アから2点、またはア・イより1点ずつ。
- またはイから3点、ただし1つは顔写真があるものを用意する。

ア	身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳等 官公署発行の顔写真付きのもの 運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
イ	健康保険証、年金手帳、介護保険証、医療費受給者証、社員証、学生証、生活保護受給者証等

## 再交付について

- マイナンバーカード QR コード付き交付申請書が手元にはない場合は、再交付もできます。
- 上田市市民課（0268-23-5334）に電話で依頼してください。住所地へ送付されます。
- 同居の家族、後見人等からの電話でも依頼ができます。

## もし本人が窓口に来られるなら

- 市民課で、写真撮影も含めて、オンライン申請のサポートをしてくれます。
- 本人確認も併せてできるため、カードは住所地への郵送で受け取れます。その場合は本人受取限定郵便で届けられます。

詳しくは、<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/simin/32347.html> をご覧ください。